

## 裁判員制度実施記念講演会 次第

平成 21 年 5 月 21 日 (木)

虎の門パストラルホテル鳳凰西の間

14 : 00 ○ 開 会

- 法曹三者抱負発表
  - ・ 最高裁判所 山崎敏充事務総長
  - ・ 日本弁護士連合会 宮崎誠会長
  - ・ 最高検察庁 樋渡利秋検事総長
- ・ 質疑応答 1



( 休 憩 )

15 : 15 頃 ○ 来賓あいさつ

- ・ 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会長  
八丁地隆様
- ・ 日本労働組合総連合会 会長代行  
岡部謙治様
- ・ 日本学士院会員，東京大学名誉教授  
松尾浩也様

- 講演
  - ・ 佐藤幸治様



- ・ 金平輝子様

- ・ 質疑応答 2



16 : 30 ○ 閉 会

## 法曹三者抱負発表

- 司会 ただいまより、「裁判員制度実施記念講演会」を開会いたします。私は、本日司会進行を務めさせていただきます日本弁護士連合会の工藤美香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、いよいよ裁判員制度がスタートしました。まずは、法曹三者から裁判員制度のスタートに当たり、抱負を述べさせていただきたいと思います。まず、最高裁判所の山崎敏充事務総長からお願いします。

- 山崎最高裁事務総長 裁判所の立場から、一言抱負を申し述べさせていただきます。

本日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されました。この裁判員法の施行によって、いよいよ裁判員裁判が開始されることになります。この制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上に資するものとして導入されたものです。我が国の司法の歴史の中に、国民参加の新たな頁を加え、本日その第一歩を踏み出したことは、まさに画期的なことであり、我々法律家のみならず、国民の皆様方にとりましても意義深いことと思います。制度の実施に当たる裁判所としては、検察官、弁護士の協力を得て、できるだけ国民の負担が少ない手続の運用を行い、国民の視点や考えが反映した、適正で充実した裁判が実現できるように努めていきたいと思っています。

顧みますと、裁判員法が国会の審議を経て、全政党の賛成により、ほぼ全会一致で可決成立したのが、平成16年5月21日です。それ以来、今日に至るまでの5年の間、裁判所は検察庁、弁護士会と緊密に連携しながら、法律の趣旨に適った裁判の実現に向けて準備に取り組んできました。裁判員法廷や評議室などの設備を整え、人的態勢を整備するほか、法曹三者で約630回に及ぶ模擬裁判を実施し、裁

判員裁判にふさわしい審理・評議の在り方の検討を重ねてきました。こうした模擬裁判や各種の研究会、意見交換会を通じて、法律の専門家でない裁判員の参加する裁判では、これまでの法律専門家だけで行われてきた裁判と違って、公判廷での審理を中心にして、法廷で見て、聞いて、分かる審理を行うことが必須であることについて法曹三者の認識が一致し、それを基本にして裁判員の負担をできるだけ少なくし、連日的に行われる充実した審理に基づき、適正な裁判が行われるよう、様々な課題の検討を重ねてきたところです。

幅広い国民の参加が得られるように、社会環境の整備や広報活動にも力を注いできました。特別休暇制度の創設など、従業員が裁判員として参加することを容易ならしめる方策について、各企業、経営者団体、労働団体の理解と協力をお願いするほか、保育や介護についての配慮を自治体にお願いし、積極的な対応が得られたことは喜ばしいことと思います。また、広報の関係では制度の周知を図るための広告はもとより、全国各地で説明会や講演会など双方向型のイベントを催し、制度の意義や内容をできるだけ丁寧に説明し、少しでも国民の不安や疑問に応えるように努力してきました。この間、政府諸機関、全国の自治体、企業、関係諸団体、さらにはメディアの皆様方など、数多くの方々に御支援、御協力をいただき、誠にありがたく存じております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

最高裁判所が実施しました国民の意識調査の結果によりますと、制度の認知度は約 95%。「義務ならば参加せざるを得ない」という消極的な参加意向の方を含めて、参加の意向を示している方は約 6割に達しています。制度の運用を開始するのに、概ね支障のない状況であろうと考えています。もっとも、裁判員制度はこれまでの刑事裁判の姿を大きく変えるものであり、また我々法律家にとっても、国民にとっても全く新たな経験であるので、実際に制度の運用を行う中で解決しなければならない課題も多々生じることと思います。裁判所としては、運用の状況をきちん

と検証し、問題点を把握することが重要であると考えています。最高裁判所に、裁判員制度の検証のための有識者懇談会を設置したのもその趣旨であり、今後ともこの懇談会から有益な御意見や御助言を頂戴しながら、より良い裁判員裁判の運用が行われるように努力を続けていく所存です。

この制度は、我々法律家と国民とが一緒になって運営し、育てていく制度です。国民の中には、「法律のことは何も知らないのに、責任の重い裁判の仕事ができるだろうか」と不安を感じておられる方がおられます。裁判は決して簡単なことではありませんが、裁判官と1つのチームを組んで一緒に取り組んでいただくわけで、裁判官も裁判員も評議で自分の意見を率直に述べ合い、議論を尽くすことによって妥当な結論に到達することが予定されています。法律のことなど疑問の点があれば、手続の中で法律家が丁寧に説明します。裁判員に十分に意見を述べていただけるよう、我々法律家の方でできるだけ配慮をいたしますので、安心して参加いただきたいと思います。これまでの模擬裁判の状況を見ると、裁判員役を務められた方は非常に真摯に審理と評議に臨まれ、それぞれの生活体験に根差した疑問や考えをしっかりと表明して、立派にその役割を果たしておられます。また、我々は検察審査会制度を60年にわたり運用してきた経験を持っています。検察審査員として裁判所に来られた方は、最初はどなたも不安がいっぱいの面持ちで緊張で堅くなっておられますが、任務が終了するときの感想を伺うと、ほぼすべての方が「最初は自分にはとてもできないと思っていたけれども、やってみると仲間と一緒に真剣な議論を交わし、重要な判断を下したことに満足している」「社会的に重要な仕事ができ、非常に充実した気持ちでいる」という趣旨のことを話されます。裁判員になられた方も、立派に役割を果たされて、同じように感じていただけるものと思います。もっとも、裁判員は何度か裁判に関与して、経験を積み重ねることは予定されていないわけで、経験者の感想をこれから裁判員を務められるであろう国民に広く伝え

ることが重要になってまいります。メディアの適切な報道によって、それが可能になるように期待したいと思います。

これまでお話ししましたとおり、この制度が定着するまでには時間が必要です。国民の皆様方には、裁判員として積極的に参加していただくようお願いするとともに、この制度の成長と定着を少し時間をかけて見守っていただくよう、御理解と御支援をお願いします。以上、裁判員制度の開始に当たっての抱負を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○司会　ありがとうございました。続きまして、日本弁護士連合会の宮崎誠会長からお願いします。

○宮崎日弁連会長　本日、国民が直接刑事裁判に参加するという記念すべき日を迎えることができました。日弁連が司法改革に関する宣言で、国民の司法参加を提唱してから20年。内閣の下で司法制度改革審議会が議論を始めてから10年。そして、ほぼ全会一致で御議決いただいて、法案が成立してから5年。この間、多くの方の御支援を得まして、今日の日を迎えることができましたことに、改めて深い感慨を覚えている次第です。

裁判員制度は、主権者である国民が裁判に参加し、無罪推定などの刑事裁判の原則に忠実な、より良い刑事裁判を実現することを目指す制度です。しかしながら、この制度は1つの刑事裁判だけにとどまらないインパクトを持っていると考えています。この制度に参加することによりまして、社会全体の在り方を改めて考える。あるいは法教育のひろがりはもちろんのこと、国民が新鮮な感覚で国の手続に参加していただくことは、その国の民主主義の成熟度を示すバロメーターではないかと思っていますし、世界のほとんどの民主主義の国で国民の司法参加が行われていることも頷けるところです。

戦前、日本で行われていた陪審裁判も、民主主義をより進める、あるいは司法の

信頼を高める観点から導入されました。しかし、戦前の陪審制度では、裁判官は何回でも陪審員を入れ替えできましたし、一方、有罪の場合には被告人は控訴できないとか、陪審員の費用まで負担しなければならないリスクもあるなど、被告人にとっては極めて利用しにくい制度でありました。それでも、陪審裁判の無罪率は17%近くに及び、職業裁判官だけの無罪率より格段に高い結果となっていました。有罪慣れしている職業裁判官だけの判断とは、大きく異なった結果を出したわけです。当時の陪審制度についての調査・研究によると、陪審員がレベルの高い議論を真剣に行っていたことに、皆さん驚き、高く評価されています。戦前の陪審と、今日から始まる裁判員制度の2つの制度はかなり異なりますが、裁判を広く国民に開かれたものにするという目的は同じです。そして、戦前の500件に及ぶ陪審裁判と、戦後60年の検察審査会の経験は、当たり前ではありますが、諸外国と同様に日本においても、一般市民が自由闊達に、しかもレベルの高い議論ができることを示しています。

今回の裁判員裁判は、被疑者を守るために不可欠な取調べの全面可視化、録画化が実現しないまま始まります。また、裁判員の守秘義務を広く、長く、重く処罰することとしたため、裁判員を務められた方から貴重な経験を伺いながら、制度の十分な検証をすることができるのかどうか、問題も残されています。しかしながら、我々は市民の皆様の裁判参加こそが、刑事裁判の改革の契機になると考えています。市民が入らない従来の裁判は、公開の法廷で行われた審理でなく、捜査官が作った膨大な調書の中に真実を求めがちでした。そこでは「疑わしきは罰せず」という原則は、ともすれば軽視され、自白調書が尊重され、自白を得るまで身体を解放しない、いわゆる人質裁判が続いてきました。捜査機関に対するチェックという裁判の役割が薄れ、一旦起訴されると、限りなく100%に近い有罪判決が下されていました。

裁判員裁判において、裁判官が純粋に中立的な行司役に徹し、法廷での立証を重視し、裁判員と職業裁判官の評議が「疑わしきは罰せず」の原則の下で自由闊達に行われるならば、職業裁判官だけの裁判とは大きく異なる結果となることを、戦前の陪審裁判の経験などは教えています。ただ、一般市民だけで判断する陪審裁判と異なり、職業裁判官が加わる裁判員裁判では、この制度を良くするのも悪くするのも自由闊達な評議が保障されるかどうかにあると言って過言ではありません。そのためには、職業裁判官が意見の異なる裁判員との評議で、どのような役割を果たしたのかなど、事後的な検証がより良い運用や制度づくりの上で不可欠でもあると考えています。

また、裁判員制度の下では、裁判員は量刑も判断します。諸外国でも、市民が量刑について判断する制度を取り入れている国は多く、日本でも量刑についても適切な判断がなされると期待しています。市民の方が量刑判断に直接かかわることを通じて、アメリカでは陪審の全員一致がなければ死刑にならないのに、日本ではなぜ多数決で良いのか、そもそも、死刑制度について国際的潮流の中でどう考えるのかなどなど、刑罰に関する諸問題についても主権者として考えていただけるきっかけとなるであろうことも期待しているところです。

裁判員制度について、今なお国民の中で様々な御意見があることは承知しています。可視化ができるまで延期だという御意見もお聞きしています。しかし、延期すれば、今の可視化されていない密室捜査と、閉鎖的な刑事裁判が続くだけであり、賛成できません。逆に、全面的に可視化すれば、裁判員裁判は不要ではないかとの議論もありますが、諸外国では可視化した上で国民が裁判に参加し、その経験や議論を基に刑事司法制度の在り方について、主権者として判断しています。刑事裁判の課題は、捜査の可視化だけでないことについても御理解を賜りたいと考えています。

裁判員となられる市民の方々の御負担は、決して軽いものではありません。しかし、検察審査会における審査員のアンケートと同じように、裁判員を経験されたあと、裁判員としての経験は非常に有意義であり、その役割が非常に重要であると御認識していただけると確信しています。日本の刑事裁判がより良いものとなるためには、皆様方の積極的な関与がどうしても必要であることに御理解を賜りたいと考えています。

これまで、裁判員裁判の導入に向けて、法曹三者それぞれの持ち場で、また共同の模擬裁判を通じて、様々な検討、研修、協議を行ってきました。日弁連としても、見て、聞いて、分かる裁判を目指して、会員の研修を積み重ねてまいりました。また、全国での対応態勢の構築に努めてきました。しかし、弁護士、弁護士会にとっても初めての経験であり、おそらくしばらくは試行錯誤が続くものと思います。我々弁護士、弁護士会は、引き続き我々独自で弁護の技術を高め、また法曹三者協力して、わかりやすい裁判に向けて努力したいと考えています。日弁連としては、裁判員が参加しやすい制度の実現、透明な捜査と裁判手続、そして裁判員の守秘義務の軽減等の課題に取り組むとともに、取調べの全過程の録画など、被疑者、被告人の権利が十分保障された刑事手続の実現に向けて、今後とも力を尽くしたいと考えています。

裁判員制度のスタートの日に、我々の皆様に対するお願いと、裁判員裁判の定着に向けた決意を改めて申し上げ、制度開始に当たっての抱負とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。それでは、最後に最高検察庁の樋渡利秋検事総長、お願いします。

○樋渡検事総長 本日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行を迎えました。

裁判員制度が始まる今日5月21日は、日本の司法にとりましてはもちろんのこと、

日本の民主主義の発展にとっても末永く記憶される歴史的な日となるに違いないと思っています。

今から、ちょうど10年前に始まりました司法制度改革審議会では、委員の皆様は2年間で60回を超える会議を持たれ、熱心な議論をされました。21世紀の日本が「法の支配」の理念の下で、個人が尊重され、創造的な活力に満ち、国際社会の発展に寄与する開かれた社会となるためには、司法の役割がかつてないほど重要になること、そして、それに応えるため、司法はいかにあるべきかを熱く議論されたのです。事務局長として、この審議会にかかわっていました私は、このときのことを昨日のことのよう to 覚えています。

しかし、我が国の司法の現状は利用しにくく、その担い手である法律家の数も少なく、何よりも国民にとって遠い存在になっているという手厳しい指摘も受けました。そこで司法の分野においても、国民の皆様がその運営に参加していただければ、裁判の内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになり、司法の国民的基盤はより強固なものになるとして、裁判員制度の提案がなされました。その後、審議会の最終意見書を踏まえ、既に法科大学院の創設と法曹人口の増加、法テラスの設立等様々な改革が緒につき、成果を上げつつありますが、裁判員制度はそうした一連の司法制度改革の総仕上げとも言え、また我々は改革のスタートラインに立ったとも言えるのではないのでしょうか。この裁判員制度は、諸外国にも例のない我が国独自の制度で、もちろん、今まで誰も経験したことがないため、審議会の提言がされてからの8年間は法曹三者が協力しながら、手探りで具体的な制度設計、立証の在り方の研究と実践や、国民に周知するための広報活動等に日々努めこの日を迎えました。いよいよこれまで準備していたことを実践することになるのだと思うと、身の引き締まる思いがいたします。

私たちは、これまでも刑事司法において、基本的人権の保障を全うしつつ、事案

の真相を明らかにするよう努力してまいりました。その結果として、我が国の刑事司法は、世界でも第一級のものであると自負しています。しかし、その反面、これまで法律家のみが理解できるやり方、言葉で裁判を行って来て、国民の皆様にとってわかりにくいものとなっており、また大きな事件でかなり遅い裁判があったことも事実で、「思い出の事件を裁く」と言われたりもしました。今日から、そのような刑事裁判が変わります。検察は、刑事裁判に馴染みの薄い国民の皆様に必要なだけ負担をかけず、正しい判断ができるよう、わかりやすく迅速で、しかも的確な立証という、一見不可能とも思える課題に全職員が一丸となって取り組んでまいりました。それは、従来のやり方に 180 度の転換を求めるものであったことから、当初は検察部内においてすら戸惑いの声も少なからず聞こえました。しかし、裁判所、弁護士会、警察等との関係機関と協力しながら、多くの模擬裁判を実施したり、証拠作成や公判審理の在り方などを検討したり準備を進めるうちに、徐々に曙光が見え、それが自信に変わり、現在では若き検察官たちが裁判員裁判の開始を今や遅しと待ち構えています。

新しい立証の在り方については、「わかりやすさと迅速さを求めるあまり、粗雑な立証となり、事案の真相が明らかにならないのではないか」とか、「骨だけの立証となるため、被害者の方々の心の痛みなどが十分伝わらないのではないか」と懸念する声もあります。しかし、実体的真実を解明することは、我が国の良質な刑事裁判の要諦をなすものですので、その点一歩たりとも後退させません。また、裁判はあくまで人間が主役ですので、簡潔な立証を心掛けると同時に、心と血の通った裁判にするよう努力をいたします。

また、国民の皆様の中には、自分には適切な事実認定や量刑判断ができないのではないかという不安を抱いている方が少なからずおられると思います。そのような方に申し上げたいのは、1 つ目は我々プロの裁判官、検察官でさえ、事実認定には

日々悩んでいるということで、まして初めて裁判に参加する皆様にとって、不安や困難を感じるのはむしろ当たり前だということです。2つ目には、裁判で白か黒か、つまり検察官と被告人、弁護人のどちらの言い分が正しいかを判断しなければならないということになると難しいかもしれませんが、そうではなく、立証責任を負っている我々検察官の立証が、常識的に見て納得できるかどうかという判断をしていただければ足りるのでありまして、納得できなければ検察の負けとしていただければいいのです。

さらに、国民の皆さんは、裁判官として裁判に参加するわけではありません。裁判に国民の感覚と良識を反映させるというこの制度の趣旨からは、素人が裁判官を務めるのではなく、あくまでも素人は素人のまま参加していただくことが大事なのであります。その素人の方々が、プロである裁判官と協働しながら、自分の持てる経験などを総動員してベストを尽くして審理に参加していただければ、それで裁判員制度の目的は達成されています。最近、ある報道機関の実施した調査結果によりますと、裁判員候補者の通知を受け取った方の中では、7割を超える方が裁判員になっても良いと答えておられるということで、誠にありがたく、また心強く感じています。

いうまでもなく、民主主義国家においては、司法も国民主権の下にあり、欧米諸国など多くの国は、当然のように国民が裁判に参加する制度を採用しています。我が国でも戦前の一時期、陪審制度が施行された経験がありますが、その後は種々の理由から、司法は国民から負託を受けたプロの法律家のみによって運営されてきました。しかしながら、民主主義が進めば司法にも国民が参加するのはむしろ必然であり、その意味で本日裁判員制度が施行されることは、主権者である国民の皆様にも司法の運営を担っていただくという民主主義本来の姿を実現したもので、長年手の付けられなかった宿題をやっと手にすることができたような気持ちです。私は、

この裁判員制度が自分たちの住む社会のことを真剣に考える契機となり、我が国の民主主義をより強固なものとし、この国が今後経験するであろう様々な荒波を乗り越えていくための知恵と活力を与えてくれることになるものと信じています。

もとより、完璧な制度ではありません。この裁判員制度も、実施する中で、種々の問題が生じてくるかもしれません。また、これからの日本を担っていく子供たちにも、法の下では誰もが平等であるという「法の支配」の考えや、それを実現する上で司法の大切さを伝えていかなければなりません。検察としましては、今後とも国民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、裁判所、弁護士会、警察等関係機関と協力して、裁判員制度をより良いものとし、司法がより国民に身近で、より頼りがいのあるものとなるよう、精進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 質疑応答 1

○司会   ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。本日は、報道関係の方にもたくさんおいでいただいています。報道を通じて、法曹三者の抱負をより広く国民の皆様を知っていただくという趣旨から、まずは報道関係の方からの御質問をお受けしたいと思います。なお、御質問に当たっては恐縮ですが、最初に会社名とお名前をおっしゃっていただきたいと思います。それでは、挙手をお願いします。

○記者   3人とも、「評議を尽くす」ということの重要性について、それぞれおっしゃられたと思いますが、現在裁判員制度が導入されるに当たって、多数決で判決を決めるというイメージを持っていらっしゃる方も多いと思います。その一方で、専門家の方々からは多数決というのは手段としては用意されているけれども、あくまで裁判官、裁判員が同じような方向性で、同じ結論に達することが基本原則なのだと

いう意見をおっしゃられる方もいらっしゃいます。中には死刑の判決については、よほどのことがない限り、全員一致を旨とするべきだという意見もあるところです。そこでお伺いしますが、評議を尽くすという中で、多数決という手法がどのように位置づけられるべきか、あるいは運用されるのが望ましいか、それぞれのお考えをお伺いできればありがたいです。

- 司会 三者それぞれに対する御質問ですか。まず、山崎事務総長お願いします。
- 山崎最高裁事務総長 評議というものは、経験されていない方にとっては、イメージが湧きにくいところがあるのかなと思っています。我々裁判官は常時評議をやっているわけですが、それは合議体という1つのチームとして、ある1つの答えを出すときの手法でありまして、それぞれが自分の考えを述べ合い、議論をする、議論をした結果、1つの答えを出す、それに向けての活動ということになるわけですから、目指すのは当然全員一致ということになります。それに向けてそれぞれの意見について、「根拠はどうか。こういう点はどう考えるか。」といった形で議論を重ねていく、これが「評議を尽くす」ということだろうと思います。もちろん、先ほど言いましたように、最終的には合議体で1つの結論を出さなければいけないわけですから、どうしても意見が収斂しないときには、最後の手段として多数決によるという場合は当然ある、そういう性質のものだということをまず御理解いただきたいと思います。

ちょっと脱線するかもしれませんが、どうも評議では多数決が原則であるかのように受けとめられているくらいがあるように思います。そのように印象付けられた1つの原因として、模擬裁判があるのではないかなと思っています。模擬裁判というのは、裁判員制度実施のためのトレーニング、あるいは制度実施に伴ういろいろな課題の検証という趣旨で、先ほど申し上げましたようにこれまで630回も実施してきたわけですが、裁判員として協力していただく方との関係で、時間を無制限に

取れないという問題があります。そのため、どうしてもその時間の枠中で結論を出さなければならないということになって、ある程度のところで、「評議はこの程度にして、では結論を」ということで、多数決で決めるということがかなり行われたわけです。そうしたことがイメージとなり、本来の我々のイメージしている評議と違うものが、皆様に伝わってしまったかなという感じがしています。ですから、本来のところは、先ほど申し上げたように、あくまでも全員一致を目指して意見交換をするというのがあるべき姿なのです。

○司会 ありがとうございます。次に、日弁連の宮崎会長からお願いします。

○宮崎日弁連会長 評議の一般論は、事務総長から御説明があったとおりです。日弁連として問題点をどう考えているかということになるかと思います。評議は丁寧に、しかも素人とプロの裁判官の評議ですから、意見交換を尽くすといいましても、ともすればプロフェッショナルの意見を押し付ける評議になりはしないかということをお大変危惧はしています。模擬裁判の例を引かれましたが、模擬裁判を見ていても、なんとなく裁判官が丁寧に丁寧にと言うけれども、その丁寧が時間をかけて、じっくり自分の考えに同調化させる評議であれば、それはあまり意味がないわけです。素人の裁判員の感性を十分尊重しながら意見交換を重ねていただきたいと考えています。

また、多数決ですが、先ほど私は死刑のことで申し上げましたが、有罪とするためには、アメリカでは本当に12人の陪審員のうちの全員一致だとか、11人だとか10人だとかの多数決要件を採っているわけです。日本では、裁判官が入るということで多数決の制度になっていますが、運用に当たっては票数が割れるというような評議あるいは事件ならば、そういうことも踏まえて「疑わしきは被告人の利益に」という考えで、皆さんが評議をしていただければと考えています。

○司会 ありがとうございます。樋渡検事総長お願いします。

- 樋渡検事総長 評議は裁判所で行われるものでありまして、山崎さんの説明のとおりだと思っています。今までも裁判官3人で評議をされていて、評議は尽くされているだろうと思っています。いきなり多数決で決めているなんて私たちは露とも思っていないで、きっと長い時間をかけて一生懸命に評議を尽くされて、3人の裁判官で合意をされた上での判決をされているのだと思います。そこに裁判員6人が加わって、同じように裁判官と一緒に協議を尽くされるだろうと思います。

山崎さんもおっしゃいましたが、模擬裁判というのは時間的な制約はもちろんありますし、それ以上に事件の制約があるわけで、いかに生きた事件を題材にしましても、それはあくまでも作り話でありますから、結論があるわけがないのでありまして、それをいくら丹念に何回議論をしても、こういうことはどうだったのだろうなと思うことも、解決がされていない以上、評議の尽くされようがないわけです。それよりも模擬裁判というのは、実際にこの裁判員制度が始まった場合に、どういう立証方法ならわかってくれるのか、どんな言葉遣いが良いかということの検証をしてきた場です。それで評議という場でも、模擬裁判で大事なことは、いかに意見を言ってもらうか、裁判長がどのような対応をすれば、裁判員も気持ちよく話ができるかということの検証だったのだろうと思います。そういう意味で、評議は今までどおり、裁判所はきちんと評議を尽くしてくれるものと確信しておりますし、そうだろうと思います。

- 司会 ありがとうございます。次の御質問がある方は、挙手をお願いします。
- 記者 今も話がありましたが、模擬裁判を重ねてきて、模擬選任にせよ模擬裁判にせよ、ある程度の公開の形でやっていて、実際に選任がどうされたか、実際に評議をどうされたかを多くの関係者が見ることによって、より良くしていくことができたと思います。今後本番が始まりますと、こういった手続が非公開で行われる上、守秘義務の問題もあって、なかなか実際にどうだったかを知ることができません。制

度の検証は非常に大事だと思いますが、三者それぞれに守秘義務もあり、評議も見えない中で、制度の運用の検証をどのようにしていくべきだと、お考えになっていることをお聞かせください。

○司会 それでは同じ順番で、山崎事務総長からお願いします。

○山崎最高裁事務総長 先ほども申し上げましたが、実際に裁判員裁判を運営していく中でその状況をきちんと把握し、問題点があればそれを改善していくという作業が非常に重要です。そこで、どういう形でその状況を把握していくかということが問題になります。私たちが考えているのは、1つは統計数字的なものを含めて、客観的な状況をきちんと把握しなければいけないということです。例えば評議で言うと、どれくらい時間がかかったかとか、予定どおりの時間内に終わらなかったものはどれくらいあったかとか、そういったことを考えなければいけないと思います。

もう1つは、裁判員の方々が、経験をどのように受け止められたかということです。御質問にあった守秘義務との関連というのは、よく考えながらやらなければいけないことですが、裁判員にアンケートをする形でも相当の情報が集まってくるわけで、そういうものをベースにして、問題があればそれを改善していく、ということが考えられるだろうと思います。ほかに、いろいろやり方はあると思いますが、いずれにせよ状況をきちんと把握して、問題点を洗い出し、それについて改善を図るという作業をしていきたいと思っています。

○司会 ありがとうございます。宮崎会長お願いします。

○宮崎日弁連会長 守秘義務については、立法のときから日弁連は、あまり厳格な処罰を伴った守秘義務を求めるのはいかなものかという意見を出したこともあります。まだ制度が始まっていませんから、どのような検証のためにどのようなレベルまで守秘義務を解除すべきかという議論は深まってはいないと思いますが、日弁連としてはできるだけ裁判員から多くの情報をいただき、多くの情報発信をいただきたい

と考えていることは間違いありません。先ほども、私の最初の抱負の中で、その点はある程度申し上げたと思っています。裁判中の守秘義務と、裁判終了後の守秘義務、そして一律に無期限で処罰の対象にすることなどについても、今後とも検討を重ねていって、できるだけ開かれた裁判となるように努力したいと考えています。

○司会 ありがとうございます。それでは、樋渡検事総長お願いします。

○樋渡検事総長 守秘義務ということで、評議のことばかり気になるようですが、この裁判員の人たちが法廷で起こっていることをまず心から理解してもらわなければならないのでありまして、公開の法廷ですから、それは皆さんが見ていても、本当にわかりやすい裁判になっているのかということは、分かることだと思います。評議をされて、これは我々は立ち会うことができませんが、裁判長が意見を聞いても、何が起こっているかがさっぱりわからないというのであれば、検察官あるいは弁護士の法廷活動は考えるということになってくるだろうと思います。まずはそこが大事で、そういうことのないようにわかりやすい迅速な法廷活動、主張・立証活動ができているかどうかという検証も大事だと思います。

評議については、守秘義務というのは評議の場で、裁判員が何の心配もなしに意見を言えるために設けているわけで、そのことが法の目的で、言っちゃ駄目だということばかりをあまり考えるのではなしに、なぜこんな守秘義務があるのかということを考えていただきたいのです。そうすると、人間の口に戸は立てられないのでありまして、もし皆さんが心の中で誤解しているような、プロの裁判官3人が6人の裁判員を抑えつけるということであれば、そんなことはすぐに世の中にパーッと広まってしまいます。ですから、そういうことではなしに、この裁判がわかりやすく立証されているか、そしてそれに基づいて、裁判員がきちんと自分の意見を言うことができるかどうかということの検証は、やっていかなければならないと思っています。

- 司会 ありがとうございます。次の御質問をどうぞ。
- 記者 今の関連で樋渡総長に伺います。特に裁判員を務めたあとの守秘義務について、厳しすぎるのではないかという意見があると思いますが、自ら述べた意見についても明らかにできないということであると、その制度の検証とか改善にいかせないのではないかという声がありますが、この守秘義務違反の立件については、そういう意味でどんな姿勢で臨まれるのかをなかなか今の段階でお答えいただくのに難しいところもあるかもしれませんが、ある程度寛大に大目に見るといって変ですが、緩やかに適用するのか、それともやはり厳しく臨んでいくのかはいかがでしょうか。
- 樋渡検事総長 前にある新聞を見ていましたら、イギリスでも何か守秘義務違反ということで摘発したということがありましたよね。要は、そのことが本当にこの裁判員裁判制度にとって、害のあることかどうかということが、法の趣旨に照らして考えることだろうと思ひまして、どれを摘発するのか、摘発しないか、起こってもいいことを言うわけにはまいらないと思います。先ほど言いましたように法の趣旨というのは、裁判員の方々が評議の場で自由に意見が言える担保を持っておきたい。それが裁判員裁判の中で、良い評議ができる根本だろうというふうに思っている次第です。
- 司会 ありがとうございます。次の御質問をどうぞ。
- 記者 お三方にお聞きしますが、裁判員制度の中の裁判は、迅速な裁判というのが求められていると思います。9割が5日間で大体終了すると言われていたんですが、そうした迅速な裁判の中でスピードに目をやるばかりで、事件の本質や真相というのが見えにくくなるのではないかという指摘があるかと思います。そうしたことに對して、どのように裁判を進めて応えていけるのかのお考えをお聞きできればと思います。
- 司会 山崎事務総長からお願いします。

- 山崎最高裁事務総長 刑事裁判の本質的な機能というのがあります。被告人の基本的  
人権を保障しつつ、真相を明らかにする。これは刑事訴訟法第 1 条に書かれている  
わけですが、その規定そのものは少しも変わっていないわけです。確かに、裁判員  
裁判になりますと、裁判のやり方は大きく変わります。また、裁判員として一般の  
国民の方に裁判に入っていただくことから、それほど裁判に長い時間をかけるわけ  
にいかないという要請も一方にあります。しかし、新しい手続の下においても、先  
ほど申し上げた刑事裁判の目的をきちんと果たしていかなければいけないことに変  
わりはありません。そして、真相の解明を法廷の活動でどう行うかということにな  
ると、これは当事者である検察官がどういう訴訟活動をするか、弁護人がどうい  
う訴訟活動をするかという中で決まっていくものであります。ご存じだと思いますが、  
公判前整理という手続があります。その中で、当事者の考え方を整理し、審理計画  
を立て、連日的な開廷に基づいて充実した審理を行い、真相を解明することが予定  
されていると思いますし、我々もそういう姿勢で努力していきたいと思っています。
- 司会 ありがとうございます。宮崎会長お願いします。
- 宮崎日弁連会長 被告人の人権保障の観点から、公判期日が回数制限されて、被告人  
の弁護活動や人権保障に支障が出ることがあってはならないと考えています。した  
がって、かねてから裁判所に対しては、裁判員の御都合を考えるあまり、被告人の  
立証あるいは主張、弁解を十分聞かないという拙速な進行にならないようにとい  
うことを求めているところです。もちろん、証拠開示がある程度できる。あるいは、  
公判前整理手続でじっくり検討するという制度保障は一定程度行われていますが、  
なおそれでも立証の必要が出てきたときには被告人の防御権の保障を考えて、審理  
の進行を柔軟にさせていただかなければならないと考えていますし、もちろん事件に  
よってはそもそも 4 日や 5 日では終わらない事件も十分あるということを考えな  
ければならない。裁判所にも、そう求めているところです。そういう意味で、公判回

数が何回になるかとか、どんな事件でどうなるかということは今は申せませんが、十分な審理日数を取っていただく必要があると考えています。

○司会 ありがとうございます。樋渡検事総長お願いします。

○樋渡検事総長 山崎さんがおっしゃいましたように、基本的人権を全うしつつ、事案の真相を解明するという刑事訴訟法の目的が、いささかたりとも変化するわけではありまして、先ほどの抱負の中でも述べましたが、事案の真相を明らかにするという点では一步も後退させないという覚悟でいるわけです。3日程度で終わるとするのは、大体の自白事件が7割ぐらいで、きちんと争点整理すればそれぐらいで終わるだろうという試算に基づいて言っていることでありまして、裁判員になっていただける方の負担も考えれば、できるだけ短期間に事案の真相を解明できる法廷にしなければならないという義務は我々にあると思います。

しかし、それと事案の真相の解明を放棄してまで早く終わらせようということとは全く別で、私たちはそんなことは考えていません。結局のところ、公判前整理手続でどのように検察官と被告人及び弁護人とで、どういう争点の整理をするかにかかっていると思います。検察官が証拠を開示しないから、なかなかできないのだというようなことにはならないように、この5年間十分準備をしてきていますから、きちんと検察官は対応してくれるものと信じていますし、弁護人の方もそれに応えて対応していただけるものと信じています。中には、たくさんの時間をかけなければならないものもあるでしょう。それは否定しませんで、全部が3日で終わるとは誰もおっしゃってはいません。しかし、国民の負担を考えれば、できるだけ短期間で済むように公判前整理手続をきちんとやっていくのも、我々の責務だと考えていますから、その点検証しながらでも、これから努力していきたいと思っています。

○司会 ありがとうございます。次の御質問をどうぞ。

○記者 実際に裁判員裁判として、国民が法廷に参加するまでにまだ残り2カ月から3

カ月ぐらい時間が残されていますが、それぞれの組織の中で積み残したと、あるいはクリアしたいと思われているようなことがもしあれば、それぞれの方から御説明いただけますでしょうか。

○司会 山崎事務総長お願いします。

○山崎最高裁事務総長 私が、最初の抱負で申し上げた中でも、裁判員を経験された方の声をいかにつないでいくかという点は特に重要な問題だと思っています。そういう意味では、メディアの方々による報道が非常に重要な役割を果たすだろうとも考えています。その関係で、裁判員を経験された方に、いかにそういう声を発していただくかということ、メディアの方と十分協議しながら、一番良いやり方を検討していきたい。実際の裁判が始まる前に、是非良い形を考えていきたいと思っています。ほかに、実際の運営に当たって、たくさんの裁判員の候補者が裁判所にお越しになられたときに、どのようにその方々に接するかということも、もっとトレーニングしたいと思いますし、さらに欲を言えば、先ほども触れましたが、まだいろいろな不安を感じておられる方がおられるわけですから、そういう方に対しても、可能であれば、必要な御説明をしていきたいと思っています。

○司会 ありがとうございます。宮崎会長お願いします。

○宮崎日弁連会長 随分多くのことがあると考えています。その中で優先順位を付けたわけではありませんが、いくつか申し上げれば、今日は裁判員裁判開始の日ですが、本格的な被疑者国選拡大の日でもありますよね。今日は朝から被疑者国選の選任件数が、今までより10倍に増えるということで、各弁護士会、法テラスの対応態勢は非常に緊張していますが、これを例に取りましてもおわかりのとおり、各地で裁判員裁判に対して、被疑者の段階から質のレベルの高い弁護士をいかに迅速に手当てし、派遣出来るかという非常に初歩的な対応についても、大変気にしています。さらに弁護士が、連日開廷の準備を今の限られた物的設備・接見施設の中で、きち

んに対応できるかということも気になっているところです。それ以外に、それぞれ弁護士は日常業務を抱える個人営業者ですから、そういう個々の弁護士のレベル、質をいかに高めるかということも課題であると考えています。いくつか思い付くものをアトラダムに申し上げました。

○司会 ありがとうございます。樋渡検事総長お願いします。

○樋渡検事総長 この段階に来まして、積み残した課題があるはずがないと思っていただければいいと思っていますが、何しろ初めての経験ですから、やってみたときの不安というのはみんなそれぞれに持っているだろうと思います。いろいろな問題が起こったときに、我々が我々内部でも叡智を傾けながら、臨機応変に対応していく以外にはないだろうと思っています。

○司会 ありがとうございます。次の質問をどうぞ。

○記者 お三方にお伺いします。模擬裁判600回以上行われて、実際にいろいろ手続の部分とか検証が進んだと思いますが、いわゆる死刑事件とか争点が多岐にわたって、比較的長期間審理がかかりそうな事件などについては、模擬裁判での検証ということは行われなかったと思っています。こうした事件は実際の数としては全体から見ればそう多くはないとは思いますが、実際にあることは確かなわけで、いわばぶっつけ本番のような形で本番に突入することについて、国民の負担とか不安についてどのようにお考えになっているかその点をお聞かせいただければと思います。

○司会 それでは山崎事務総長お願いいたします。

○山崎最高裁事務総長 先ほど裁判員裁判はどのくらいかかるかということについて、9割は5日以内に終了するというお話がありましたが、そのとおり私どもも説明をしています。ただ、それは裏を返せば1割はそれを超えるものがあるということの意味しているわけで、相当複雑で困難な事件、非常に重大な判断を迫られる事件も

あるだろうと思います。

しかし、まさに、そういう事件を対象として、一般の国民の方に刑事裁判に参加していただくという制度が作られたわけであり、その基本は国民の方々の判断を信頼し、裁判官と一緒にすることによって、1つのチームで妥当な結論に達するという考えが前提になっていると思うのです。裁判所としてはそういう事件があるからといって、これをいやがるということでは当然ないわけで、そういう事件はそれとして受けとめ、ベストを尽くしていく、そういう考え方に立っているわけです。

具体的には事件によって違うのだろうと思います。もちろん当事者の訴訟活動によるところも大きいわけですから、それを踏まえてそれぞれの裁判体が賢明な判断を下していくことになると思います。そこで、先ほどの評議の話とまたつながるわけですが、そういった重大な判断を下すという場合には、繰り返しになりますが、やはり評議を尽くしていただくことが非常に大事なことであろうと思うのです。そうすることによって初めて妥当な結論が導かれ、かつ参加された方もきちんとした仕事をしたという感想を持っていただけるだろうと思っていますし、そのように裁判員裁判の運営を考えていこうと思っています。

○司会 ありがとうございます。それでは宮崎会長お願いします。

○宮崎日弁連会長 裁判員裁判をなぜ導入したかを考えれば、そういう重大な事件こそが裁判員裁判の対象である、ということは、今事務総長のおっしゃられたとおりでありまして、我々もそのように考えているところであります。

ただ、ぶっつけ本番といいましても、あるいは非常に重大で複雑な争いが多い事件というのは裁判員裁判の開始される今までもずっとあったわけでありまして、刑事弁護そのものの本質的なところは変わらないと我々は考えています。ぶっつけ本番といいましても、その事件が起きてすぐに裁判員の公判が始まるわけではなく、もちろん公判前整理手続等、法曹三者での協議の期間もあるわけでありまして、

その中で審理方法等をきちんと協議をして、我々は被告人の人権を守る立場で、検察は検察の立場で、協議を行い、一方でできるだけ裁判員に負担をかけないような方策を構築していくことになるのではないかと、考えています。

○司会 ありがとうございます。それでは樋渡検事総長お願いします。

○樋渡検事総長 死刑を選択する余地のある事件というものが、一番国民の関心の高い刑事事件ではないかと思っているのでありまして、審議会でもどの範囲でこの裁判員裁判を適用するかという議論をされておりましたけれども、やはり国民の関心の高い事件に入ってくるのがいいという御意見、その後の政府の案も国会の審議もそういうことでありました。要は裁判員裁判というものを入れた根本の理由が、司法に国民の常識に基づいた意思を反映していくのが良い司法になるだろうということでありますから、こういう重大な事件こそ、国民の意思はどこにあるのだというのを直裁に反映させていただければいいのではないかと考えています。そういう意味で、そういう裁判の裁判員になられた国民の皆さん方は、真剣に評議をなさって良い結論を出されるのではないかと考えています。

○司会 ありがとうございます。そろそろお時間がなくなってまいりましたので、次の質問を最後の質問にさせていただきたいと思います。御質問はございませんか、それでは前の方お願いします。

○記者 山崎事務総長に。先ほど公判前整理手続の話がありましたけれども、もちろん裁判官が事前に証拠を見るわけではないのですが、やはり難しい事件で手続が長くなるほどある意味で心証をもってしまうこともあるのではないかと。そういう場合いきなり選ばれた裁判員との間で情報格差みたいなものが生じる。そういうことも指摘されています。そのために公判前整理をやる裁判体と普通の裁判をやる裁判体を替えるという議論も一部あったように思うのですが、この辺について御意見を伺わせてください。

- 司会 それでは山崎事務総長お願いします。
- 山崎最高裁事務総長 公判前整理手続の意味について少し誤解があるのかなという感じで御質問を聞いていました。裁判員裁判では裁判員に参加をしてもらうがゆえに連日的に、充実した審理を行わなければいけないということからすると、当然にその準備活動が必要になります。その準備は何をするかということ、裁判に大体どのくらい期間がかかるのかを決めるのが第一だと思うのです。裁判員としての職務従事の予定期間が決まらなないと、我々も裁判員に来てくださいと言えないし、裁判員も引き受けられるかどうかを判断できないでしょう。3日かかるか1週間かかるか、1カ月かかるかがわからないというのでは全然話にならないのです。そういうことから、事前に主張と証拠を整理をしておく、そういう手続なのです。

そこでの主体になるのは検察官と弁護士です。検察官と弁護士がこの事件についてどのような訴訟活動をするのか、そういうことを聞き、それにより審理の予定期間を決めて、裁判員に来てもらって審理を行うという流れになるわけです。そういうためのもので、基本的に裁判官がそこで心証を取るという問題ではないのです。ただ、御質問のように勘違いされることがあるのは、「証拠を整理する」というところにあると思います。従来のプロ同士であれば、例えば膨大な調書が何通も出てきたとしても、それを受け取って読んできちんと頭に入れることはできるかもしれませんが、しかし、裁判員裁判ではそういうことがなかなか難しい。となると、裁判員裁判では、無駄なことをせずに簡潔な立証、必要かつ十分な証拠で審理しなければいけないので、主張、証拠を整理することが1つの課題になるわけです。その時に裁判官が、検察側の主張あるいは弁護人の主張からして「こういうのは必要なのですか、必要ないのではないのでしょうか」というやり取りをすることになりますが、それがあたかも証拠の中身に触れて心証を取っているように誤解をされているのではないかと思います。しかし、そういうことで心証を取ることはないわけです。そ

ういう運用を前提にすると、御質問になられたような、担当を替えなければいけないという必要が生じることはまずないと思います。

- 司会 ありがとうございました。それではこれで質疑応答を終了させていただきたいと思います。これから１５分弱ですが休憩とさせていただきます。再開は３時２０分からです。ありがとうございました。

（拍手）

（休憩）

## 来賓あいさつ

- 司会 それでは再開させていただきたいと思います。佐藤幸治先生、金平輝子先生の御講演の前に、ここで御来賓の方から御挨拶をいただきたいと思います。まずは裁判員制度を含む司法制度改革に、当初から御協力いただいた日本経済団体連合会から経済法規委員会企画部会長の八丁地隆様においでいただいております。それでは八丁地様から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
- 八丁地経団連経済法規委員会企画部会長 ただいま御紹介をいただきました日本経団連の経済法規委員会企画部会長を務めております八丁地です。裁判員制度実施記念講演会の開催に当たりまして、日本経団連を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様ご高承のとおり、司法制度改革は３本の柱からなっております。第１は国民にとって利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのある司法とするための「制度的基盤の整備」であります。第２は、司法制度を支えます法曹を質、量ともに豊かなものとするための「人的基盤の拡充」であり、そして、第３が「国民的基盤の確立」であります。

これらの司法制度改革は関係者の皆様の努力の下、国会におきまして必要な24本の法律がほぼ満場一致で成立し、順次実施・定着が進められてまいりました。そして、裁判員制度は、「国民的基盤の確立」のため不可欠な制度としてだけでなく、一連の司法制度改革の締め括りといったしまして、本日スタートを迎えましたことに、国民の1人として深い感慨を覚えているところでございます。

この日を無事に迎えるための、本日お集まりの法曹三者の皆様をはじめとする関係各位によるこれまでの御尽力に対しまして、心より敬意を表するものであります。

本日の裁判員制度の開始に至るまでの司法制度改革の道程を振り返りますと、1990年ごろを境といたしますベルリンの壁の崩壊に象徴されます時代環境の激変、また、日本のバブル経済の崩壊に直面いたしまして、行財政改革、経済構造改革、そして政治改革など、様々な改革が行われてまいりました。

そうした中で2001年の司法制度改革審議会意見書から引用いたしますと、司法制度改革は「これらの諸々の改革を、憲法によって立つ基本理念の1つである『法の支配の下』に、有機的に結び合わせようとするものでありまして、まさに『この国のかたち』の再構築にかかわる一連の諸改革の『最後のかなめ』として、位置づけられるべきものである」とされていたわけでございます。

現在、世界は100年に一度とも言われます危機的な状況にありまして、1990年代にも増して、日本もまた厳しい状況に直面しております。今こそ「この国のかたち」の再構築に向けて、「最後のかなめ」である司法制度改革を仕上げる必要があるとされているときはないのでしょうか。

司法制度改革審議会の実質審議の最終日、これは2001年6月1日ですが、当時の経団連経済法規委員会企画部会長、東京電力副社長でございました故山本勝委員が、次のようなコメントを残されております。「今回の論議は、復興や成長にまけて民主主義の在り方を真剣に議論してこなかったこれまでの戦後日本社会に、

間違いなく一石を投じた重要な議論だったと考えております。その意味でも、今回の議論が今後のさらなる民主主義論議や、憲法論議につながっていき、活かされていくことを大いに期待するとともに、一国民としても、引き続き真剣に考えていきたいと存じます。」

私ども経済界といたしましても、この言葉を常に心にとどめ、日々努力をしております。本日を機に、裁判員制度の実際の運用が始まりますと、具体的な課題も徐々に明らかになると存じます。その際にも法曹関係者のみならず、国民も一緒になって司法制度改革の本旨に沿った改革とは何かについて、議論を深めることが司法の国民的基盤を形成する上で、重要なステップになると考えております。

関係者の皆様におかれましては、引き続き司法制度改革の進展に向け、御尽力を賜りますよう、強い期待を込めましてお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会　ありがとうございました。次に同じく司法制度改革に御協力いただきました日本労働組合総連合会から、会長代行の岡部謙治様においでいただいております。それでは岡部様から御挨拶をいただきます。

○岡部連合会長代行　連合代行を務めております岡部でございます。本来ならば高木会長が出席をして、御挨拶をすべきところですが、ちょうどこの時間、連合の中央執行委員会を開催しておりまして、出席がかないませんことを御理解いただきたいと思います。代わって私の方から代表して御挨拶を申し上げます。

本日、裁判員制度がスタートいたしました。この間の最高裁判所、法務省、最高検察庁、日弁連をはじめとした関係各位のこれまでの御尽力に対して、心から敬意を表したいと考えます。

1999年に司法制度改革審議会が設置されました。制度改革への議論がスター

トしたということだと思います。連合は高木会長、当時副会長でございましたが、この審議会に参画をし、積極的に改革の視点で、司法制度改革を提起をしましてまいりました。司法制度改革の1つとして、新たな時代、社会の状況の中で刑事司法に対する国民の信頼を高めるため、裁判手続に国民の健全な社会常識を反映させる具体的な仕組みとして、裁判員制度を提案しました。刑事裁判に一般国民が裁判官とともに、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的・実質的に関与をするというものでございます。

この制度は司法の国民的基盤の確立、国民の司法参加を実現するものとして大きな期待が寄せられていると考えます。

しかし、一方で国民の間に、なぜ自分が人を裁かなければならないのか。責任が重い。仕返しが怖い。仕事が休めるのだろうか。仕事との関係はどうなるのだろうか。あるいは障害者が参加できる支援体制などが整っているのだろうか。殺人事件を担当した場合の心のケアは、といった様々な不安が出されております。

最高裁、法務省、日弁連などはこれらの不安に対して今日まで努力をされてきておりますが、引き続きの御努力をお願いいたしたいと思います。私どもも、裁判員に選出された国民一人一人が参加しやすい職場環境や条件整備に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に改めてこの裁判員制度を我が国に定着をさせるためには、制度スタート後のフォローアップが極めて重大であると考えております。皆様方の御努力、御尽力を重ねてお願いするとともに、連合としても制度定着に向けて努力をしまいることを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会　ありがとうございました。次に裁判員制度の誕生に大いに力を尽くされた日本学士院会員で、東京大学名誉教授の松尾浩也様から御挨拶をいただきます。

○松尾東京大学名誉教授　裁判員制度の実現にほんの少しばかりかかわった者として、

御挨拶を申し上げます。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が平成16年法律63号として公布されましたのは、先ほどから皆様のお話にもございますとおり、平成16年の5月のことでございました。また、これに伴いまして刑事訴訟法の大規模な改正を行う法律も同じ年、同じ日に法律62号として公布されました。

この刑事訴訟法の大きな改正を伴ったという点が、大正陪審員法のとくと全く違ひまして、今回の裁判員法の大きな特色でございます。刑事訴訟法の改正の方は、公判前整理手続の創設や国選弁護制度の整備など、それらの点がすでに先遣隊として活動を始めて、多くの成果を上げていることは御承知のとおりであります。日本の刑事手続にこのところ見え隠れしておりましたいくつかの弱点が是正され、改善される方向で動いているわけです。そして、いよいよ本隊としての裁判員法が本日をもってスタートすることになった次第でございます。

裁判員法施行のための準備期間として設定されましたこの5年間を振り返ってみますと、何よりも印象的なのは、裁判所、検察庁、弁護士会、いわゆる法曹三者が足並を揃えて非常に熱心に準備活動をされたということでありまして。活発な広報をはじめとして、先ほど伺いましたように模擬裁判を630回行われたそうでありますし、説明会、講演会、各方面との協議などを重ねてこられ、そしてまた将来の運用のための研究活動も非常に幅広く、かつ彫りの深いものになっていたと思います。また、新聞、テレビなどの報道機関も、裁判員制度に関する国民の理解を求めめるために、非常に熱心な報道をされ、今日という日に近づくにつれて、その報道の量も今まで前例を見ないほど、集中的なもの、継続的なものになり、その内容、質も高められてきたように拝見しております。いずれもこれまで尽くされた功績は非常に大きいという感じがしているわけです。

裁判員制度につきましては、様々な意見が表明されておりました、その中には今に至っても批判的といいますか、懐疑的といいますか、そういう意見があることは

事実であります。制度の内容について十分な知識を持たないで流されている意見はともかくとして、詳細な知識を持ちながら、しかも今のような意見があるということも否定できませんが、そのような御意見の持ち主の少なからざる部分は、私の見るところでは元裁判官、あるいは元検察官として、従来の刑事裁判の運営に深くかわってこられた方々であるように思われます。その方々にしてみれば、自分たちは優れた刑事裁判の実践のために日夜を分たず努力をしてきたという誇りといひますか、満足感というものをもちにっていて定年を迎えられたのであらうと思ひますし、そのお気持ちは心情としては私なども十分に理解できるように思ひわけです。

ここで話がいささか飛躍して恐縮ですが、このような現在の議論の状況に直面しまして、私が連想いたしますのは、明治維新の前夜における国論の分裂であります。一方において尊皇攘夷、他方において開国和親、この2つが激突して、数年にわたって激しい争いを展開したわけですが、慶応4年、それは同時に明治元年であります。鳥羽伏見の戦いを経て、東京に新しい政府が出来ますと、国内の世論は一致して改革の道を進む方向にまとまっていきます。尊皇攘夷といい、開国和親といっても、いずれも日本国の将来を思ってこそその議論であり、そして当時の日本は海外諸国からの脅威に晒されていて、一歩誤まれば挙国存亡の事態に直面するという状況でありましたが、我々の祖先の人たちは、それを乗り越えて今日の日本の繁栄につながる道を選択したわけであります。

当時「御一新」という言葉が生まれまして、「御一新」の名の下に皆が一致協力することになったということでございますが、私は今日という日が日本の司法制度改革にとっての御一新の始まりであることを願ひまして、御挨拶としたいと思ひた次第です。どうもありがとうございました。

## 講 演

- 司会 ありがとうございました。それではこれから御講演に移りたいと思います。まず、京都大学名誉教授で司法制度改革審議会会長、司法制度改革推進本部顧問会議座長をされた佐藤幸治先生にお願いいたします。先生、御登壇をお願いいたします。
- 佐藤京都大学名誉教授 佐藤でございます。今日御招待いただきまして、大変光栄に存じます。今日この日を迎えて、まず思うことは、政府、国会、就中、法曹三者が司法制度改革審議会の答申を真正面から受け止めて、本当に懸命に御努力下さったこと、そのことであります。この御努力の御陰で今日を迎えることができたこと、心からうれしくかつ感謝申し上げる次第です。また、今日この日を迎えるにあたって、先人を含む多くの方々の御努力、血のにじむような御努力を想うものでありまして、いろいろな方のお顔が浮かんでくるのでありますが、深い感慨を禁じ得ないところでございます。

先ほど、松尾先生からの非常に示唆に富む格調高いお話がございました。この裁判員制度のスタートは、我が国の歴史に「章」を改めるような新たな1頁を付け加えるものだと理解している次第です。この裁判員制度がスタートすることにより、何よりも、主権者である日本国民が、三権の1つである司法権につき、ようやくにして本格的に参画する「場」を得たということございまして、国民の1人として心からの慶びを覚えるものであります。

申すまでもなく、裁判員制度は、前世紀末の大きな時代環境の変化の中で着手された司法制度改革の「核」をなすものであります。平成11(1999)年の司法制度改革審議会設置法は、審議会に対し、2年という期間内に、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制

度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ということを求めました。そして、同法の附帯決議は、「法曹一元、法曹の質及び量の拡充、国民の司法参加、人権と刑事司法との関係など司法制度をめぐり議論されている重要な問題点」を十分に議論するよう要求しました。

これを受けて、審議会は、従来例を見ない徹底した公開の下で - 御承知の方も多いと思いますが、審議会はモニター・テレビを通じてマスコミや関係団体の方々にご覧いただきました - 審議を行い、平成 13(2001)年6月、3本の改革の柱、すなわち 国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)、司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)、国民的基盤の確立(国民の司法参加)という柱からなる意見書を、内閣に提出したわけであります。

この意見書を受けて、同年11月に司法制度改革推進法が制定され、同法に基づき設置された司法制度改革推進本部において必要な法整備の在り方が精力的に検討され、そして国会でのインテンシブな審議を通じてほぼ満場一致で改革に関する24本の法律が成立したのであります。その中でも中心的な法律の1つである裁判員法は平成16(2004)年の5月21日に成立したもので、先ほどから指摘されておりますように、今日はちょうどそれから5年経過したということになります。

国民の司法参加は、今般突如として浮上したものでは決してありません。実は、我が国の近代史に遡る大きな課題であったということ、先人の苦闘と経験を踏まえたものであるということを強調しておきたいと思います。

明治維新後、福沢諭吉の陪審制論をはじめ、陪審制導入をめぐる様々な動きがあったのであります。しかし、当時の政治的文脈の中で、民衆(臣民)はいわば統治客体であって裁判をする能力なしとして当時の権力の中枢によって退けられました。しかし、議院内閣制、政党政治が展開していく中で、特に日糖事件や大逆事件を契

機に、陪審制導入に向けての動きが顕在化してまいりました。その中心にあったのが政党政治の象徴ともいうべき原敬でありまして、彼の必死の努力で（彼の暗殺後の）大正 12（1923）年に陪審法が成立し、昭和 3（1928）年から実施されたのであります。

しかし、政党政治の衰退とともに次第に陪審による裁判は減少しました。そして、政党政治が全く崩壊してしまった戦時下の昭和 18 年（1943）年に停止されたのであります。ただ、この 15 年の間に、先ほど来触れられておりますが、陪審裁判は合計 484 件、うち有罪 378、無罪 81、公訴棄却 1、陪審の更新 24 という結果があります。中途半端な制度ではありましたが、それにもかかわらずよくぞこれだけの成果を上げたものだとは積極的に評価しております。

敗戦、そして日本国憲法の制定ということになりますが、国民の司法参加は当然重要な検討課題たるべきものであったと私は思います。しかし、おそらく根本的には、占領軍の権力的都合によるものであったと私は推測しておりますが - 要するに、占領政策を推進する上で陪審制は阻害要因になると考えたのではないかと思うのですが - 陪審制は憲法上明記されませんでした。

が、ここが大事なところですが、憲法を審議した枢密院及び第 90 帝国議会では、明治憲法下の陪審制が特に「日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルヽコトナシ」と定める明治憲法 24 条の関係で中途半端な制度にならざるを得なかったことを明確に意識しつつ審議が行われ、日本国憲法 32 条では「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」とされたことであります。「裁判官」から「裁判所」への、意識的な表現変更です。これは、議事録などを通じて明確に確認できることであります。

そして、憲法付属法として制定された裁判所法 3 条 3 項において、「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」と定めら

れたのであります。したがって、今般の裁判員制度は、日本近代史の延長線上において、戦後怠ってきた大きな宿題に今ようやく取り組もうとするものであると申し、てよいのではないかと理解しているところであります。

さらに言えば、国民の司法参加は、政治史・政治思想史の三谷太一郎先生の言葉を借りれば、古典古代ギリシアにも遡る「人類全体の巨大な歴史的経験の蓄積」を背景とするものであるということも力説しておきたいと思います。

民主制に関する古典中の古典である、トックヴィルの『アメリカにおける民主制』（1835年）が、民主制において生ずる精神の画一性と多数者の横暴の危険への対抗力を司法とそれを支える法曹に求め、さらに、陪審制が国民主権の一態様であるとするとともに、陪審制が実はアメリカにおける法曹への社会的尊敬の有力な基盤であることを指摘したことはよく知られているところであります。そして、この書物について詳細な書評をしたこともあるジョン・スチュアート・ミルが、「市民が自分や家族のことしか考えないようになると、公共的道德は衰退し、ひいては私的な道德まで損なわれるようになっていく。そうした状況を招かないためには、私人としての市民が公共的な職務に参与することが欠かせない」と言い、陪審制は「公共的精神の学校」と呼んだことも、広く知られているところです。

国民の司法参加は憲法上明記される場合もあれば、フランスやドイツのように、憲法に規定がなくとも当然のごとく参審制が実施されている国もあります。それぞれの国の法律制度はそれぞれの国の歴史を反映したもので、決して一様ではあり得ませんが、自由で公正な社会を築こうとすれば、人類の長い歴史と経験を通じて培われた普遍的な制度原理に依拠しなければならないことも否定できないところです。

現在200近くの国家がありますが、国民の司法参加を実施しているのは約80カ国で、先進国首脳会議（G8）参加国中、国民の司法参加がないのは日本のみでありました。裁判員制度のスタートにより、ようやく我々は「先進国」の仲間入り

をすることになります。

それでもなお、なぜ今更国民の負担を求めるのか、死刑を含む重大な刑事事件の裁判のような気の重い仕事に参加を要求するのかと訝る向きもあるかもしれません。

この点に関してまず申し上げたいのは、今度こそ「国民の司法」を確立しようとする今般の司法制度改革との関連であります。我々一人ひとりが自由かつ誇りを持った存在として生きていく上で、良質の法的サービスに接することが不可欠です。法的サービスの究極は裁判でありますけれども、我々が日常生活において必要とする法的サービスは裁判に限らず、多種多様なものに及んでおります。しかし、「2割司法」という言葉もあるように、こうした法的サービスを得られる人たちは国民の中の一部に限られていました。司法は国民の多くにとって遠い存在であり、いわば高嶺の花だったのであります。今般の司法制度改革は、こうした状況を改め、一般の国民が司法にもっとアクセスしやすいようにしよう、「正義へのユビキタス・アクセス社会」を実現しようというものであります。日本司法支援センター（いわゆる法テラス）の創設は、まさにその方向での改革を象徴するものであります。そして、次にお話になります金平輝子先生が代表をされていた同センターの活動と実績は、法的サービスへの国民の潜在的需要の大きさを物語っております。

このような「国民の司法」を築いていくには、国民の方でも司法の働きを実際にもっと知る必要があるというように思います。市民活動に携わり、清掃工場を実際に見たりすることで、自分の考えや行動も変わった経験から、裁判員制度を通じて裁判に直接加われば、司法がわかりやすく、身近になるのではないかと、そのことを期待して裁判員を務めてみたい、というさる女性の方の話を新聞で拝見し、非常に印象深く思いました。先に陪審制が司法、法曹に対する国民の信頼の基盤であるというトックヴィルの所説に触れましたが、私もそういうものであると思います。法曹に限らず、およそ専門家は独り善がりになり、ともすれば仲間うちの暗黙のル

ールで事に処する傾向を秘めておりますが、国民が司法の働きの中に加わることによって、専門家である法曹も緊張感をもってその職業倫理により忠実となり、そのことがひいては法曹に対するより確かな社会的信頼を醸成していくに違いないと思うのであります。

しかし、さらに、なぜいきなり重い刑事事件への参加なのですかと問う向きもあるかと思えます。民事事件、行政事件、あるいは刑事事件でもより軽い事件への参加がまず考えられてしかるべきではなかったか、と。もっともではありますが、私は次のように考えてきました。いきなり多くの国民に負担をかけるのはどうか、こんな事件にまで引っ張り出してといったことにならないか、気が重いかもしれないけれども参加して貴重な経験として実感していただけるのはやはり重大な事件ではなかろうか、と。

それに加えて、民事事件、行政事件、刑事事件でも経済事犯などになりますと、法律問題と事実問題が複雑に絡み合っていて厄介であります。殺人事件などは事柄自体としては社会の最も基本的なルール違反にかかわる重大事ですけれども、比較的について事実の問題に特化しやすく、一般常識的な判断が意義を発揮しやすいところがあるのではないかというように思っていました。

しかも、陪審制のように陪審員だけで有罪、無罪を決定するのではなく、職業裁判官とともに議論し、決定するというものであります。その際、裁判員が気後れすることなく、率直に疑問を提示することができるように、裁判員6、裁判官3の構成になっております。`3人寄れば文殊の智慧`という言葉もありますが、こうした構成により、より確かな判断が得られるに違いないと信ずるものであります。

確かに死刑の問題は参加者の多くにとっては重い心理的負担であろうと思います。この点、他者の人権を守ってこそ自己の人権も守れるの理に思いをいたしつつ、冤罪をゼロに近づけることに国民として力を貸していただけないものか、というよう

に考えるのであります。それでもなお問題が残るということであれば、死刑というもののそれ自体についての本格的な国民的論議につながっていくのではないかと思う次第であります。

我が国の刑事司法については、憲法・法律の趣旨とは違って、戦前からの実務を引きずる自白至上主義的運用になっているとして、従前から様々な批判がなされ、改善策が主張されてきました。確かに少しずつ改善が試みられてきましたけれども、「裁判員」の名付け親である刑事訴訟法学の松尾先生が示唆されておりますように、全体的な構造を変革することなしに、局部、局部を大きく変えることには限界がありました。

今般の裁判員制度の導入で、公判中心の直接主義・口頭主義の徹底化に向けての動きが始まり、被疑者弁護、取調べ過程の可視化、被疑者・被告人と弁護人との接見交通の拡充等々に向けての相当な改善が見られるようになってまいりました。裁判員制度の実際のスタートに伴って、捜査、公判の準備、裁判、弁護態勢等々の面において、さらなる改革・改善が進んでいくことが大いに期待されるところであります。

終わりにあたり、ジャーナリストの土屋美明さんの『裁判員制度と国民』（2009年）の中の1節を引用させていただきたいと思います。「将来の日本社会を考えると、自ら進んで公共の利益のために奉仕する精神がもっと育ってほしいと願わずにはいられない。裁判員制度でも裁判員、補充裁判員が一生の間におそらく1回だけ、数日間を刑事裁判に費やすことで、社会の安全が保たれば、それは結局、自分や家族の利益ともなって還ってくる。奉仕の精神に富んだ人が増えてこそ、社会は良くなる。

裁判員制度に反対をする人は『公のために一人一人の私生活を犠牲にしなければならぬ制度であり、徴兵制に酷似している』と発言している。とやかく言うつも

りはないが、公のために一人一人の私生活を犠牲にするパブリックな意識と、国家権力によって有無を言わず動員される徴兵制とは全く異なる次元の話だと思う。」

御承知のように、日本国憲法には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という規定（１３条）があります。

これは、御案内のように、１７７６年のアメリカの独立宣言の文言に連なるもので、日本国憲法によって立つ根本思想を示すものであります。ハンナ・アレントによれば、独立宣言当時、「幸福」といえば「公的幸福（public happiness）」を意味していたと言われます。公のため、公共のために尽力することに伴う人間の持つ幸福ということですね。独立宣言当時はそうであったけれども、革命が進行し、合衆国の誕生とともに、急速に「幸福」は「私的幸福」を意味するようになっていった、と彼女は指摘しております。

話を端折りますけれども、日本国憲法の先ほど紹介した１３条の「幸福」も、憲法発足当初から、個人の「私的幸福」を意味するものというように受け取られてきました。私も、そういう観点に立って「私的幸福」に力点を置いて説いてきました。`滅私奉公`を強要された戦前の悲惨な経験にも鑑みると、このような理解、つまり「私的幸福」と捉えることは全く正しいことであつたし、これからも「私的幸福」を第一義的に考えていくべきであると確信しているものです。

ただ、これからの日本の急速な人口減少と年齢構成の変化を含む、現在我々が直面している諸々の困難を思うとき、我々は、個人の幸福、「私的幸福」を可能にする条件は何か、その条件を満たしていくために何をしなければならないのかということについて、もう少し自覚的に考える必要があるのではないか、とふと思うのであります。これまで折に触れて申してきたことですが、今日も、`「幸福追求」、そ

の際に少しばかりの「公的幸福」を”と申し上げて、私の拙いスピーチの文字通りの結びにしたいと思います。御清聴どうもありがとうございました。

- 司会 ありがとうございました。それでは次に、東京都の副知事などをされ、日本司法支援センター、法テラスの前の理事長である金平輝子先生に御登壇いただきます。先生よろしくお願いいたします。

- 金平日本司法支援センター前理事長 御紹介いただきました金平輝子でございます。ただいまの佐藤先生のお話、また、先ほどからの法曹三者の抱負のご発表、それぞれ皆さん司法、法曹界のもうベテランと申しましょうか、最高の方たちがここにお並びになって、こもごもお話をなさいました。おそらく今日ここにお集まりの中で法曹に関係のない方といえば、メディア関係の方と、あとどれくらいいらっしゃるのでしょうか。本来ならば今日のような国民が司法参加する裁判員制度が発足するこの日に、その国民がなぜここにもっといないのかなと、それを大変残念に思います。そのことだけ、まず一言申し上げてお話に入りたいと思います。

いよいよ裁判員制度が始まりました。制度の開始記念の集いにこのように私も発言の機会をいただきましたことを、本当に光栄に思います。ありがとうございます。今からもう4年前になりますが、佐藤先生のお話にもありましたように、司法制度改革の一環としてできました日本司法支援センター、通称「法テラス」と申しますが、その理事長予定者という形で、私は辞令を頂きました。支援センター設立準備の辞令でございました。

司法支援センター設立が司法制度改革の一環であること、司法へのアクセスの拡充を図ること、また、裁判員制度というのが間もなくできるので、それに向けての準備をすることを命じられたのでございます。司法を国民に近づけるという司法制度改革の趣旨を伺いまして、大変賛同いたしました。果たしてそういう大きな改革ができるのかしらと考えながらも、心が震えるような思いをしたことを、今思い出

しております。

私のライフワークは、行政でございました。自治体行政に携わり、福祉、保健、医療というようなものを主に担当いたしました。いわゆる法曹とは縁のない生き方をしてまいりましたが、法テラスの運営にかかわりまして、改めて知ったことがあります。それは国民の司法への期待の大きさということでございます。かつて法テラス在任中に、その準備の一端を担わせていただいた裁判員制度がいよいよ始まりました。国民参加による新しい裁判、まさに壮大な社会実験というものに立ち会うような興奮を覚えております。

この制度が多くの方の理解と協力によって、スムーズに今後運営され、そして国民の司法が確立されることを願ってやみません。

今日、私に与えられた時間は15分ということでございます。短時間でございますが、折角の機会なので、裁判員制度発足にあたって、非法曹の立場で、そしてまた一市民として、司法制度改革と裁判員制度に望むことを、若干述べたいと思います。

意見を述べます前に、私は今回、司法制度改革が国民のための司法を明確に打ち出し、裁判に国民の参加を求めたことを高く評価したいと思います。司法はこれまで国民から遠い存在でした。国民にとって自らが関与しない、お任せ司法、これは国民から見ても一見楽なようでございますが、社会変化がこのように激しい中で、いざトラブルが起こるとき、役立たずの司法になりかねません。司法がもし国民の信頼を失ったならば、社会はどうなるのでしょうか。立法、行政、司法、三権の中で司法だけは別、プロのみがそれを担うことができる。私たちの国ではこの考え方に明治以来支配されてまいりました。

しかし、私たちは常に政治、行政の分野はもちろん、様々な団体や組織に属しているとともに、職場、地域社会といった身近な分野においても社会・組織の一員と

して参加を果たしてきたのでございます。そして、その場で決定というものに関与し、仕事を分担しながら、自立して責任ある市民社会を築いてまいりました。司法にとっては耳慣れない国民参加でございますが、私はここで我が国の市民と参加の歴史を、簡単に振り返っておきたいと思います。私の個人史と重なることをお許しいただきたいと思います。

戦後、私が社会に出たころ、「民主主義」という言葉が輝いておりました。新しい憲法の下、国民主権、地方自治という言葉に魅力を感じました。惹かれました。それで私は自治体公務員の道を選択いたしました。人間が自立してその人らしく生きる。その人が主人公として生き続けられる社会をひたすら目指して生きてまいりました。しかし、振り返ってみますと、国民主権、人間優先というようなものは、国土の復興、建設、また効率優先、経済優先の戦後社会ではなかなか社会の主流になり得ませんでした。そして官主導の生活が長く続いたのでございます。

経済成長に翳りが見え、公害が起きました。公害に人間生活が脅かされるころ、人々はようやく人権というものを身近に引き寄せて考え始めたように思います。自分の生き方を官任せ、また他人任せでなく、自ら決める。また、自分の地域は自分たちで守るというような意識も生まれていきました。民主主義社会はようやく私たちの血肉となり始め、社会には公の意識が生まれました。

ここで 1 つ例を出したいと思います。私は長らく障害者行政に携わりました。障害者の自立、社会参加から多くを学びました。実は、長年にわたり福祉の客体に甘んじていた重度の障害者が、保護より自立を、と自ら声を上げ、そして国際障害者年には国連の掲げたスローガン、「完全参加と平等」の下で、その障害者は地域での自立生活を実現させました。身体的、社会的に自立困難と思われる重度の障害者が、車椅子でしたが社会の一員として、地域で自立して生きることを可能にしたのは、最終的には行政の力ではなく、障害者自身、すなわち当事者とそれを支援した

地域の人々であり、さらに支え合う社会を目指す世論だったと思います。自立、コミュニティ、地方分権、情報公開、そして市民参加、これらが国民の意識を次々変え、常に新しい民主社会、人間社会を作り出していく姿を見てまいりました。司法への国民参加を他の行政の参加と同一視するわけにはいきませんが、裁判員として社会の重い課題にかかわり、責任を果たすという経験は、私は必ず新しい力となって次の社会を支えていくというふうに経験から信じるものでございます。

次に、国民の立場から裁判員になるということについて考えてみました。今日から始まる我が国の裁判員制度は、過去、我が国が一時期、採用した陪審員制裁判と異なるばかりか、お話を聞きますと、諸外国にも例を見ない裁判の形だと言います。

すでに候補者がおられます。その候補者になった方にとっても、まだ指名を待つ方にとっても、裁判員になるということは、国民にとってどういうことなのか、全く新しい制度だけに、そこが一番気になるころだと思います。裁判員は、自ら手を挙げて裁判員になるわけではありません。こちらが断りたくても通知がまいりますし、厭なら勝手に断れるかという、どうもそうでもないらしい。

裁判員になるということは、義務なのか、権利なのか。法曹関係者の方のお話を聞いておきますと、見事に整理されているようでございますが、一般の者にとってはわかりにくい。義務のように聞こえるし、これは権利の行使であるとおっしゃる方もある。声の大きい方が強いようなところがあって、国民は迷うばかりです。できれば引き受けたくないというか、断りたいというのが多数派かなと考えてしまいます。

最近、私は裁判員制度に関するマスコミの報道を丹念に読んでおります。多数派を、断りたい方に軍配を上げておりました。しかし、直近の記事を見ておきますと、どうもそうばかりでもないらしい。数字の上では、断りたい方が多いように見えますが、中身を読んでいると、いやいや、そうでもない。迷っている人が通知を受け

て悩んでいたところ、家族から「おめでとう」と言われた。また、「私が代わりになりたかった」、そういうふうと言われた。こういう記事を読んでおりますと、裁判員になるということは、おめでたいことであり、うらやましがられることであり、そして面倒くさいことであり、断りたいことでありと、大変複雑なところです。しかし、一方で、意義あることに一生に一度参加してみたい、これも市民の率直な気持ちではないかと思います。

また、裁判員を引き受けたとして実際に何をするのか、どんな責任を負うのか、自分にできるだろうか、国民にはもうひとつわかっておりません。従ってどうしても不安が付きまとうのです。法曹の方から「大丈夫だよ」というお墨付はあるのですが、ではどう大丈夫なのか。「素人の手に負えないからプロに任せる」という言葉が日本にあります。しかし、裁判員制度は、プロにも難しい問題だから、ひろく国民の声を聞く、こういうふうに参加を求められます。まさに発想の転換であり、裁判員は、自分自身をみて、とまどい、真剣に悩んでいるのです。実際、先ほど佐藤先生や松尾先生のお話を伺っていて、なぜ、裁判員制度が導入されたか、そのためにどのような審議がなされたか、どのように国民の意見を求めてきたか、よくわかりました。ただ、一般の人々にとって、制度導入のプロセスが、必ずしも十分見えてこなかったことが、慣れない司法への突然の参加要請と受け止められ、不安を助長したのかと思います。

しかし、私が先ほど自分の個人史を踏まえて申し上げたように、この60年、個人の自立・市民参加が、この国の行政や、社会そのものを変えていきました。初めは民主主義という言葉ばかりがキラキラ光ってありました。しかし、重い障害者も自ら手を挙げて、自立と社会参加を果たしましたし、私はハンセン病に関わる仕事をいたしました。ハンセン病の元患者の方々も、自ら名乗り出て、新しい道を切り開かれました。人々は、自ら社会に参画することによって、叡智をみがき、課題

を解決し、目指す社会の創造に関わってきたのです。この国に叡智と市民参加の歴史があったればこそ、司法が、今回、このような大胆な制度の導入にも自信を持って踏みきられたのではないかと考えております。

私は、国民が裁判員制度に参加することによって、みんなの叡智でより公正で迅速な裁判が行われ、そしてその結果が国民にも見える形でまた還元されることを願ってやみません。

最後に、非法曹の立場から、法曹の方々へお願いがあります。先ほど見てきたように、裁判員が抱える不安についてです。法曹の方々には、この国民の不安にぜひ、真正面から向き合っていただきたいと思います。大分前のことですが、私は、報道で、こんな言葉を聞きました。裁判官の方が司法のどなただったか覚えておりませんが、「そんなに不安がらなくてもいいのですよ。気楽に来てください。プロの私たちも付いておりますから気楽に来て、常識で意見を言うてくださればいいのです」と。私は、今日ここで取り上げるにあたって、その記事をもう 1 回、読み返そうと昨日探したのですが見つかりませんでした。従って間違っていたらお許しいただきたいと思います。私は、もしそれが本当だとすれば、司法、法曹の方のお考えは間違っているか少なくとも、適当でないと思います。「私たちが助けてあげるから、裁判員は、何も心配しなくていいよ」不安の解消をそのようなレベルで考えられるのは、プロの奢りではないでしょうか。市民は不安をいっぱい抱えています。それでも、市民の責任としてこれを果たそうと、今一生懸命不安を抑えて、真剣に準備をしているのです。真剣だからこそ、不安が増幅しているのだと思います。

裁判というのは、重い仕事だと私は思います。重い、苦しい仕事だけれども、自分たちの社会の正義のために、裁判官と御一緒に荷を担ごう、そう裁判員が思うことがこの制度にとっても大変大事なことでないでしょうか。ただ、参加して裁判官というプロに従うというのではなく、いかに、法律の素人とはいえ、人を裁くと

いう厳粛な行為にかかわるか。裁判官と裁判員は、言わばプロとアマの関係でございます。しかし、私はプロとアマがどうやって裁判に向かうのか、裁判の中で裁判員が持つ不安というものは邪魔にならないのか、そういうことを考えてみました。私は、裁判員制度の中で「裁判員と裁判官との協働による」という言葉を大変重く見たわけでございます。裁判における協働ということは、どういうことになるのでしょうか。先ほど裁判官のお言葉を批難いたしました、発言者の本当の意図がわかりませんから、これ以上その話はやめたいと思いますが、私はプロとアマ、これは上とか下とかいう関係でなく、いわゆる知識も立場も経験も異なるからこそ、相手の持っているものを信じて、尊重し合い、お互いに補い合って課題を解決していく、私はそういう関係が真の協働の関係ではないかと思っております。

裁判員制度を成功させるために、裁判員の不安の軽減をお願いしましたが、さらに抱えるリスクに対しても、制度的、物理的な配慮を、ぜひお考えいただきたいと思います。先ほど法曹三者の方の「リスクへの対応、体制というものは完全にできました」という力強いお話を聞いて、今日は大変安心いたしました。

最後に、司法制度改革について、1つだけ申し上げたいと思います。法テラスは、3年半前に開設しました。開設当日の朝9時、80人のオペレーターが待ち受けるコールセンターの電話が、一斉に鳴り響きました。司法の助けを求める切実な声が響きわたったのです。全国からございました。私にとって忘れられない光景でございます。借金の返済に追い回され、また追い込まれていく人たち、暴力を振う夫から逃げようとしながら逃げられない人たち。法テラスでは、コールセンターのほかに全国地方事務所に情報提供窓口をしっかりと整備いたしました。ここで今国民の司法へのコールをお受けし、適切に法曹につなぎ、または、情報を提供しております。私は、法テラスという一つの窓口からだけの話とお聞きいただいて構いませんけれども、これによって潜在的な司法への需要というのが見えてきたように思い

ます。

確かにたくさんの方たちが、司法へのアクセスを望み、援助を求めているらしいです。法曹が、なぜこういう司法サービスへの需要の掘り起こしを遅らせていらしてしまっただのかと残念に思います。私は自分の体験から申しますと、行政というのは需要に応じてサービスを提供し、その量と質を準備してまいります。しかし、司法では、供給側の大きさによって受ける方が制限されているように思います。今後の大きな課題ではないでしょうか。

裁判員制度がいよいよ発足いたしました。国民が司法を支え、また、司法が国民を支えます。不安を抱え、困難の多い司法への参加を、国民が果たすことによって、この国に新しい文化が必ず生まれるように思います。

最後に、裁判員制度によって、「国民のための司法」という言葉が名実ともに、我が国に根付き、法の支配する生き生きとした社会が、生まれることを期待して私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 質疑応答 2

○司会 ありがとうございました。それでは、佐藤幸治先生、金平輝子先生との質疑応答に移らせていただきます。少し時間が押しておりますので、大変恐縮ですがお 1 人様のみとさせていただきます。佐藤先生、金平先生、御登壇をお願いいたします。

それでは、御質問の方をよろしくをお願いいたします。どなたからでも結構でございます。

○記者 今日はどうもありがとうございました。1 点お伺いしたいのは、佐藤先生にお伺いしたいのですが、裁判員制度をめぐる義務と権利の話ですけれども、お話の中で国民の司法参加に関する法律の規定の在り方については、各国で一様ではないと

いうお話だったと思うのですけれども、日本の法律を見ますと、裁判員の参加というのは、義務ではあるけれども権利としての記載はないというふうに私は理解しているのですが、その辺のことについて、佐藤先生はどう思っておられるのかをひとつ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 佐藤京都大学名誉教授　ただいま御指摘のように、法律には権利というような構成で書かれていないことは事実です。しかし、私は、憲法の国民主権というものを考えたとき、国民の司法参加は選挙と共通の基盤に立っていると考えたほうがいいかと思っております。もちろん選挙権は憲法に規定はありますが、国民の司法参加については直接規定はないのですけれども、国民主権というものをベースに考えたとき、司法の場に国民が参画して発言するということは憲法にも根拠を持つ重要な権利であると考えたほうがいいかと思っております。

選挙権の性質について、いろいろな考え方がありますが、通説的な考え方は、権利であり義務でもあるというものです。これは、日本でだけのことではありません。権利は一般に行使するかどうかは人の自由に委されていますが、選挙権は権利であると同時に義務でもあるという特殊な性質を持っているというのが、外国でも見られる考え方です。強制投票制を採る国さえあるところです。

国民の司法参加は、先ほど申し上げた事情で直接憲法に書かれなかったものですから、今までそういう議論の仕方はなかったのですけれども、こういうように裁判員制度が制度化されるということになった場合、憲法によって支えられた国民の権利の実現であると考えたほうがいいかと思っております。それは、権利であると同時に、求められれば参加して責務を果たすという義務の面も持っている。その意味では、選挙権と似たような性質を持っているのではないかと考えているところです。

- 司会　ありがとうございました。大変残念ではございますが、ここで質疑応答は終了

させていただきたいと思います。佐藤先生と金平先生には、お席の方へお戻りいただきたく存じます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、裁判員制度実施記念講演会を終了いたします。本日は、皆さま、どうもありがとうございました。